

申告期限

3月16日(月)

## 税の申告受付がはじまります

令和2年度の「市県民税」と、令和元年分の「所得税」の申告の時期です。

この申告は、令和2年度に納めていただく市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの額を算定するための重要な手続きになります。期限内に必ず申告してください。

## 市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

●税務課(内線117)

## 受付会場

受付時間 9時～11時30分／13時～16時

地区	受付日	ところ
竹松	1月29日(水)～1月31日(金)	竹松住民センター
松原	2月3日(月)	松原 //
西大村	2月4日(火)～7日(金)	中地区公民館(注)
鈴田	10日(月)	鈴田住民センター
三浦	12日(水)	三浦 //
福重	13日(木)	福重 //
萱瀬	14日(金)	萱瀬 //
大村	17日(月)～28日(金) (平日のみ)	市役所大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月2日(月)～16日(月)(平日のみ)に、市役所大会議室で受け付けます。

(注) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

※「所得税の確定申告」をする人は、市県民税の申告を兼ねていますので、別途申告する必要はありません。

## 申告に必要なもの

- 令和元年中(1月1日～12月31日)の収入を証明する書類  
・給与または公的年金等の源泉徴収票、支払明細書、支払調書など  
・営業、農業、不動産などの事業所得のある人はあらかじめ作成した収支内訳書
- 各種控除を受けるための証明書または領収書など  
・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除のための証明書  
・医療費控除を受ける人はあらかじめご自身で作成した「医療費控除の明細書」もしくは健康保険組合等が発行した医療費通知書  
・配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類
- 印鑑(認印可、シャチハタ不可)
- マイナンバーおよび本人確認書類 ※a、bいずれか  
a. マイナンバーカード(顔写真真付きのもの)  
b. マイナンバー通知カード+身元確認書類(運転免許証、保険証、身体障害者手帳、パスポート、在留カードなど)
- 申告書  
申告書は会場にもありますので、①～④を持参すれば受け付けできます。また、市役所税務課と各出張所にもありますので、郵送などで提出される場合はご利用ください。

## 所得税の確定申告

●諫早税務署 ☎22・1370

## 諫早税務署

期間 2月17日(月)～3月16日(月) ※平日のみ

※ただし、還付の申告は随時受け付けます。

時間 9時～16時

※申告期間は、税務署周辺の道路が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

## 諫早税務署閉庁日の対応

長崎税務署が対応します。

日時 2月24日(月)・3月1日(日)、9時～16時

場所 NBC別館(長崎市上町1-35)

対応内容 確定申告用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談

## 市役所大会議室

期間 2月17日(月)～3月16日(月) ※平日のみ

時間 9時～11時30分／13時～16時

※税務署から送付されたはがきを持参してください。

## 注意事項

▶農業所得、不動産所得、営業所得のある人は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。

▶以下の申告は、市役所では受け付けできません。

諫早税務署で申告してください。

- 青色申告
- 譲渡所得(土地・建物等、株式)
- 住宅関係の控除で内容が複雑なもの(住宅の増改築やリフォームを行った人、中古住宅を取得した人、ローンを連帯債務で組んだ人、ローンの借り換えを行った人、ローンを組まずに住宅を取得した人、住宅や土地の取得に相続が関係した人など)
- 雑損控除
- 贈与税・消費税・相続税

公的年金等の収入が400万円以下の皆さんへ

前年中の収入が公的年金のみで、金額が400万円以下の人は、市県民税の申告、所得税の確定申告ともに義務はありません。ただし、以下の場合はいずれかの申告が必要です。

- 公的年金以外に所得がある人
  - ▶ 所得税の確定申告または市県民税の申告
- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けようとする人
  - ▶ 市県民税の申告
- 公的年金から所得税が源泉徴収されており、その還付を受けようとする人（「公的年金等の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄に数字が記載されており、計算の結果、還付額が発生する人）
  - ▶ 所得税の確定申告

※申告会場では、どちらの申告が必要であるかを判断し、受け付けします。

所得税の確定申告はインターネットでできます

例年、申告会場は大変混み合います。インターネットから自宅などで待ち時間なく作成できる「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひご利用ください。初めての人も操作しやすく、画面の案内に従って入力するだけで税額が自動計算されます。

作成した申告書は、印刷して諫早税務署へ郵送するか、e-Taxを利用して送信できます。

※詳しくは、下記ホームページ、または諫早税務署へお問い合わせください。

**国税庁ホームページ**  
<https://www.nta.go.jp>

諫早税務署  
 〒854-8666 諫早市永昌東町25-45  
 ☎22・1370

